

次期都道府県社会的養育推進計画の 在り方について

次期都道府県社会的養育推進計画の在り方について

1. 計画期間

- 都道府県社会的養育推進計画については、令和11年度を終期とし、令和2～6年度、令和7～11年度ごとの各期に区分して策定することとしており、今期の期末を迎えるに当たり、**次期計画は令和7～11年度の5年を1期として策定することとする。**

2. 項目

- 現行の策定要領では計11項目であるところ、令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえた体系の見直しを行い、**次期策定要領においては、計13項目とする。**

3. 計画記載事項（必要的記載事項）

- 現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、**「現行計画の達成見込・要因分析等」**の記載を求める。
- 各都道府県等において、「整備・取組方針等」を検討するため、**計画記載事項として、「資源の必要量等」、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」**の記載を求める。
- さらに、「整備すべき見込み量等」について、**「整備・取組方針等」**（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。

4. 評価のための指標

- 現行の策定要領においては、評価のための指標は例示にとどまることから、次期計画の取組の進捗状況を測る指標として、各項目ごとに統一的な**「評価のための指標」**を設定する。
- 各都道府県等において、**当該指標により取組の進捗状況について把握**することを求める。
- そのほか、独自の取組等を行っている場合には、任意で**独自の「評価のための指標」**を設定することも可能とする。

5. 調査研究を踏まえた対応

- 「資源の必要量等の見込」を算出するために参考となる指標や留意すべき事項等**について、今年度、調査研究を実施しており、これらは、各都道府県等が次期計画を策定する上で必要であるため、**策定要領発出後、できるだけ早い時期に技術的助言のための通知を発出**予定。

次期都道府県社会的養育推進計画の在り方について

(参考) 次期計画策定要領の項目

大 項 目	中 小 項 目 等
1. 今回の計画策定の位置付け	児童福祉法の改正経緯、令和4年改正児童福祉法の趣旨、計画の見直しの必要性、策定要領の提示理由 等
2. 基本的考え方	令和4年改正児童福祉法を踏まえた主要項目に係る取組推進上の留意点 等
3. 都道府県推進計画の記載事項	下記4.項目ごとの策定要領の(1)～(13)までを記載
4. 項目ごとの策定要領	(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
	(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
	(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
	① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組
	② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組
	③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
	新 (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
	(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
	(6) 一時保護改革に向けた取組
	(7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
	① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
	② 親子関係再構築に向けた取組
	③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

次期都道府県社会的養育推進計画の在り方について

大 項 目	中 小 項 目 等
	(8) 里親等への委託の推進に向けた取組
	① 里親等への委託こども数の見込み等
	② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
	(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	① 施設で養育が必要なこども数の見込み
	② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
	① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実態把握
	② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組
	(11) 児童相談所の強化等に向けた取組
	① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
	② 都道府県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組
新	(12) 障害児入所施設における支援
	(13) 留意事項